

神奈川県飲食店等感染防止対策実施店認証制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 飲食店等における神奈川県の「感染防止対策取組書」の取組を充実強化し、飛沫感染防止対策の徹底を推進する。

(対象者)

第2条 飲食店等感染防止対策実施店認証制度（以下「認証制度」という。）の対象者は、飲食店又は飲食を提供する店舗・施設を運営し、神奈川県の「感染防止対策取組書」に登録している事業者（以下「対象事業者」という。）のうち、第4条に定める申請を行った者（以下「申請事業者」という。）とする。

(認証条件)

第3条 知事は、申請事業者が、次に掲げる各号の条件を全て満たしていることを確認した場合、当該事業者を飲食店等感染防止対策実施店として認証するものとする。

(1) 感染防止対策取組書

- ア 感染防止対策取組書の掲示
- イ 取組項目の実施

(2) 基本的な感染防止対策

- ア 手指消毒の徹底
- イ パーティション等の設置又は座席の間隔の確保
- ウ 換気の徹底

第2章 認証等

(申請手続き)

第4条 認証を受けようとする事業者は、第3条に定める認証条件を満たしていることを確認した上で、対象店舗ごとに、別に定める方法により、知事に申請するものとする。

2 申請に併せて、認証条件を遵守することを知事に誓約するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事は、提出された内容を確認するとともに、現地確認等を行うことにより、申請の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が認証条件に適合していると認めるときは、当該申請

に係る対象店舗についてその旨を認証するものとする。

ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）に基づき知事が行う感染を防止するための協力要請に応じない店舗は、認証しないものとする。

- 3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る事業者（以下、「認証事業者」という。）に対し、認証書を交付するものとする。
- 4 知事は、第 1 項の現地確認等の結果、認証条件に適合していないと認めるときは、当該申請に係る事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。
この場合において、知事は、認証条件に適合していない事項を提示する等、認証しないこととした理由を示すものとする。

（認証書の利用等）

第 6 条 認証事業者は、認証に係る対象店舗（以下「認証店」という。）において認証書を利用（当該認証店の利用者の見やすい場所に認証書を掲げることという。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「神奈川県飲食店等感染防止対策実施店」の名称を使用することができるものとする。

- 2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証書を汚損し、又は亡失したときは、認証書の再交付を求めることができる。

（有効期間）

第 7 条 認証の有効期間は、令和 5 年 5 月 7 日までとする。

（変更の報告）

第 8 条 認証事業者は、認証店の名称、その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、別に定める方法により、知事に報告するものとする。

（認証事業者の責務）

第 9 条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）認証条件を常に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- （2）認証書の適正な使用及び管理を行うこと。
- （3）知事等が行う認証店に係る確認に協力すること。
- （4）法第 24 条第 9 項、第 31 条の 6 第 1 項又は第 45 条第 2 項に基づく要請を遵守すること。

（認証の辞退）

第 10 条 認証事業者は、その認証店が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、別に定める方法より、認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした対象事業者は、認証の要件を満たさなくなってから遅滞なく、認証書の利用をやめ、これを廃棄するとともに、「神奈川県飲食店等感

染防止対策実施店」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

- 第11条 知事は、認証店が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。
- 2 知事は、法第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく営業時間短縮等の要請に応じていないことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。
- 3 法第31条の6第3項又は第45条第3項に基づく命令を受けた店舗は、認証を取り消すものとする。
- 4 知事は、前3項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 5 第1項から第3項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証書の利用をやめ、これを廃棄するとともに、「神奈川県飲食店等感染防止対策実施店」の名称の使用をやめなければならない。

第3章 感染防止対策実施の実効性の担保

(確認スタッフによる確認等)

- 第12条 知事は、必要があると認めるときは、県の確認スタッフ（その委託を受けた者を含む。）に、認証店の認証条件に係る実施状況について、現地確認等を行わせ、報告させることができるものとする。

(その他確認)

- 第13条 知事は、必要があると認めるときは、認証事業者又は認証店に対して、オンラインその他の方法により、実施状況の確認を行うことができるものとする。

(県民による意見等)

- 第14条 知事は、認証店の利用者等県民から、認証店の実施状況等を記入することができるインターネット上のフォームや電話等により意見等を受け付けることとする。
- 2 知事は、前項で受け付けた意見等について、必要があると認めるときは、第12条から第13条に定める確認を実施するものとする。

第4章 認証店に対する支援

(県による支援)

- 第15条 知事は、認証店に対して、支援を行うものとする。なお、支援内容に

については、知事が別途決定するものとする。

第5章 雑則

(免責)

第16条 認証事業者は、対象施設で発生した新型コロナウイルスの感染に伴う損害について、県に賠償を求めることはできない。

(制度の終了等)

第17条 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前のマスク飲食実施店認証制度実施要綱第5条第2項の認証及び同条第3項により交付した認証書は、この要綱の施行日以降、この要綱の第5条第2項の認証及び同条第3項により交付した認証書とみなす。